（別紙１）

**非居住住宅利活用促進税広報ポスター作成業務に係る仕様書**

**１　業務名**

非居住住宅利活用促進税広報ポスター作成業務

**２　業務の趣旨・目的**

本市では、非居住住宅（空き家、別荘等の居住者のない住宅）の流通・利活用を促進し、子育て世代等の定住人口増加や空き家の解消につなげるため、非居住住宅の所有者に課税する市独自の新税「非居住住宅利活用促進税」を導入することとしている（制度概要や導入の背景・目的について、詳しくは別添１及び２参照）。

課税の開始は令和８年以降（時期未定）を予定しているが、それまでの間に、①新税の導入の効果（住宅供給の促進、安心かつ安全な生活環境の確保、地域コミュニティの活性化などにより、持続可能なまちづくりに資すること）について、広く市民等に知っていただとともに、②課税対象となる空き家等の所有者の行動変容（所有する空き家等の流通・利活用）を促すため、広報用のポスターを作成する。

**３　業務の内容**

ポスターの制作及び印刷

以下の仕様に沿ったポスターをデザインし、印刷したもの納品すること。なお、具体的なデザインは、本市と打合せを行ったうえで作成するものとする。

⑴　仕様

　　　ポスター（２種類）※類似デザインのサイズ違いの作成

　　ア　Ｂ３変形サイズ（縦280㎜×横515㎜、天地各15㎜文字等記載付加）

○　作成部数：２７０部

　　　　○　コート紙１３５Ｋ、フルカラー、片面印刷

　　イ　Ｂ３サイズ（横）

　　　　○　作成部数：２００部

　　　　○　コート紙１３５Ｋ、フルカラー、片面印刷

⑵　デザインコンセプト

＜ターゲット＞

①　空き家・別荘等の所有者（＝税の負担者）

②　その他不特定多数の市民一般（＝税の受益者。市内への通勤・通学者や市内での住宅取得を考えている者など潜在的な市民を含む）

＜到達目標とデザインの方向性＞

○　新税のコンセプト（目的や効果）を伝えることで、税の導入に対するポジティブなイメージを拡げるとともに、①のターゲットについては、所有する空家等の利活用を考えるきっかけにしてもらう。

　→　目を引くようなコピーやビジュアル、簡潔なテキストで、税の導入が（非居住住宅の利活用を通じた）まち全体の活性化に寄与しているイメージを想起させるデザインが望ましい。

○　主に①のターゲットに対して、制度のエッセンスをわかりやすく伝えるとともに、詳しい内容を知りたい人を市のホームページに誘導する。

→　制度のポイント（対象者、課税開始時期など）を簡潔に記載した上で、ホームページアクセス用の二次元コードや検索キーワード、問合せ先電話番号等を記載する（非居住住宅利活用促進税のホームページ及び京都市空き家対策室のホームページに関する事項を記載）。

＜その他＞

○　京都市のロゴマークや印刷番号を記載する。

　⑵　納品

ア　ポスター

ポスターを上記⑴の作成部数のとおり作成し、行財政局税務部税制課（募集要項３⑶参照）まで納品すること。

イ　電子データ

チラシの原稿データをCD-Rで提出すること（納品先はアと同様）。

※　納品形式：Adobe Illustratorデータ、JPEGデータ及びPDFデータを１枚のCD-Rに格納（CD-R の盤面及びケースに、収録データの内容を表示すること）。

ウ　ア及びイの納品と併せて、納品書を提出すること。

**４　納期**

　　契約から約１か月後

**５　その他留意事項**

⑴　企画・制作に当たっては、本市と十分調整すること。

⑵　本業務により生じる全ての著作権（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。）は、本市に帰属する。また、受託者は成果物につき、著作者人格権を行使しない。

⑶　制作したデザインに含まれる企画、出演者、画像等の著作権及び使用料等の費用の調整は、受託者において行うこと。また、今後の使用に際して使用料等が発生する場合、その全てを委託金額に含めること。

⑷　受託者は、制作した素材について京都市が転用することを妨げないこと。

⑸　非居住住宅利活用促進税の広報を目的に、デザインデータを別の規格形式や圧縮方式等へ変更する場合、法的又は物理的制限がないものとすること。

⑹　本仕様書及び契約書に定めのない事項又は業務の遂行に疑義が生じた場合は、受託者と委託者が協議のうえ、決定する。なお、当該協議が調わないときは、本市の指示による。